1　登録番号　第14706号
2　登録年月日　平成19年1月22日
3　農林水産植物の種類
　Catharanthus roseus (L.) G. Don
4　登録品種の名称　FKグレ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　麒麟麦酒株式会社　東京都中央区新川二丁目10番1号

1　登録番号　第14710号
2　登録年月日　平成19年1月22日
3　農林水産植物の種類
　Lobelia L.
4　登録品種の名称　キエロワスカイ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン　愛知県愛知郡長久手町砂子607番地

○農林水産省告示第千五百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月二十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福井県南条郡南越前町大谷一二一字鹿子谷一の二
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月二十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福井県大野市長野三九字下山谷三
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月二十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福井県越前市入谷町一一六字東上山一から六まで、七の一、七の二、八、九、一〇の一、一一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　一一六字東上山二・三・五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、六
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び越前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月二十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福井県越前市横住町六〇字西山一の一、二から七まで、八の一、八の二、九、一〇、一一の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　六〇字西山二・三・九・一〇（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

1　登録番号　第5354号
2　登録年月日　平成9年1月30日
3　農林水産植物の種類
　Cymbidium Sw.
4　登録品種の名称　ラインゴールド・アンジェラ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　株式会社河野メリクロン　徳島県美馬市脇町大字北庄562番地1

1　登録番号　第14711号
2　登録年月日　平成19年1月22日
3　農林水産植物の種類
　Lobelia L.
4　登録品種の名称　キエロワ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所　有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン　愛知県愛知郡長久手町砂子607番地

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十一年一月三十一日に消滅したものとみなされる。

平成二十一年十月二十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

○農林水産省告示第千五百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月二十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福井県南条郡南越前町大谷一二一字鹿子谷一の二
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月二十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福井県大野市長野三九字下山谷三
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　1　主伐に係る伐採種は、定めない。
　2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月二十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福井県越前市入谷町一一六字東上山一から六まで、七の一、七の二、八、九、一〇の一、一一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　一一六字東上山二・三・五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、六
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び越前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月二十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福井県越前市横住町六〇字西山一の一、二から七まで、八の一、八の二、九、一〇、一一の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　六〇字西山二・三・九・一〇（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び越前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月二十六日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福井県三方上中郡若狭町向笠一四号コドン口一、二、六、七、一一六号小曇一三、一四、二一
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　一四号コドン口一、二、一一六号小曇一四
　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び若狭町役場に備え置いて縦覧に供する。）